

# 国税だより（令和6年5月発行分）

## ○ 「定額減税」特設サイトについて

令和6年度税制改正により、令和6年分所得税について定額減税が実施されます。

給与等に係る定額減税は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等の源泉徴収を行う際に定額減税を行うこととなります。制度の詳細につきましては、国税庁ホームページの「[定額減税特設サイト](#)」をご覧ください。

◇ 定額減税特設サイト

パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。



## ○ 国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」へ！

国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」0570-00-5901（全国一律料金）をご利用ください。

受付時間は、平日8:30～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）です。

なお、書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボット、タックスアンサー及び電話相談センターによる解決が困難な相談については、税務署で面接にて相談を受け付けています。

税務署でのご相談は、事前予約が必要ですので、所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください（「税務署」につながります）。



国税に関するご相談は、  
国税相談専用ナビダイヤルへ！  
吉 0570-00-5901

## ○ 「タックスアンサー（よくある税の質問）」のご利用方法等について

国税庁ホームページの「タックスアンサー（よくある税の質問）」コーナーでは、よくある税のご質問に対する回答を調べることができます。

また、キーワードや分野等から検索もできますので、是非ご利用ください。

◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>)

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。



国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

# 国税だより（令和6年5月発行分）

## ○ マイナンバーカードの積極的な取得について

マイナンバーカードは、e-Taxによる確定申告での利用、各種証明書のコンビニでの取得、健康保険証利用、公金受取口座の登録等、大きなメリットがあるカードです。

国税庁においては、マイナンバーカードを利用した納税者の利便性向上施策に取り組んでいるところ、令和6年2月以降給与情報の自動入力が始まるなど、マイナポータル連携により自動入力される情報は順次拡大され、年末調整・確定申告手続が更に簡便化されます。

マイナポータル連携を行うためには、マイナンバーカードの取得が必要となりますので、マイナンバーカードを取得されていない方は、お早めの申請をお願いいたします。

マイナポータル連携については、国税庁動画チャンネルからも確認できます。



**マイナンバーについてのお問合せ**

マイナンバー  
総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

平日：9時30分～20時00分  
土日祝：9時30分～17時30分  
年末年始を除く

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合  
マイナンバーカード等 **050-3818-1250**    その他のお問合せ **050-3816-9405**

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル  
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について **0120-0178-26**    通知カード、マイナンバーカード **0120-0178-27**

Inquiries about Social Security and Tax Number System.    Inquiries about Notification Card and Individual Number Card

マイナンバーカードの申請方法は  
こちら

<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

## ○ e-Taxのご利用について

e-Taxでは、税務署に出向くことなく、様々な手続きがご利用になれます。

(例) インターネットを利用して所得税、消費税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続、税金の納付（ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）対応のATMを利用した全ての税目）

- ◇ 所得税等の確定申告をe-Taxで行う場合、生命保険料控除の証明書などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間保存しておく必要があります。）。
- ◇ 自宅や税理士事務所からe-Taxで還付申告を行う場合、書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- ◇ e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと、書面請求の場合より手数料が安価です（電子ファイルでの交付のほか、書面での交付も請求できます。）。

また、スマホやタブレット端末からでも納税証明書の交付請求が行えます（税務署窓口で受け取れます。）。

詳しくは、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp> 又は  ) をご覧ください。

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからご利用になれます。



# 国税だより（令和6年5月発行分）

## ○ 契約書や領収書と印紙税

私たちは、毎日の生活の中で、いろいろな文書を作成したり、受け取ったりしています。

これらの文書の中には、印紙税が掛かるものがあります。

印紙税が掛かる文書は、金銭借用証書、不動産売買契約書、工事請負契約書などの契約書のほか、約束手形、領収書、金銭の受取通帳など、20種類に分類されています。

印紙税は、印紙税の掛かる文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙をその文書に貼り付け、これに消印をして納める税金です。

文書を作成する場合は、印紙税のパンフレット（国税庁ホームページに掲載）等を参考に次のことに注意していただき、印紙税が掛かるかどうか、税額がいくらかなどを確認して、間違いのないようにしてください。

- 1 覚書、念書、差入証などは、印紙税法上の契約書になる場合があります。
- 2 申込書、注文書、依頼書などの文書でも印紙税が掛かる場合があります。
- 3 仮契約書、予約契約書及び仮領収書にも印紙税が掛かります。
- 4 レジスターから打ち出されるレシートにも印紙税が掛かります。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、一般的な事項は国税庁ホームページをご覧ください、個別のご相談は最寄りの税務署へお尋ねください。

◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/inshi.htm>)

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからご利用になれます。



# 国税だより（令和6年5月発行分）

## ○ キャッシュレス納付のご案内

国税庁では、納税環境の向上のため、多様な納税手続をご提供させていただいておりますが、納税者の皆さまの利便性向上のためにも、ご自宅で納税手続が完結するキャッシュレス納付のご利用をお薦めしております。この機会に、是非、キャッシュレス納付のご利用をお願いします。

納税手続	概要
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxによる簡単な操作で預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
振替納税	振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
クレジットカード	「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります。
スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なPay払いを選択して納付する方法です。※事前に残高へのチャージが必要です。

また、税務署窓口での納税は「9時から16時まで」のお手続きをお願いしております。

納税者の皆さまには、ご不便が生じないよう、口座からの引き落としやインターネットを利用した納税など、窓口での納税以外の多様な納税手続をご提供しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）又は「国税庁」で「検索」をご覧ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル